

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	自立支援給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市では、自立支援給付事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	自立支援給付事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)及び行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)(以下「番号法」という。)に基づき、以下の事務を行う。 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第十二条の資料の提供等の求めに関する事務 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十条第一項の支給決定、同法第五十一条の六第一項の地域相談支援給付決定若しくは同法第五十三条の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更、同法第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更又は同法第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十五条第一項の支給決定の取消し、同法第五十一条の十第一項の地域相談支援給付決定の取消し又は同法第五十七条第一項の支給認定の取消しに関する事務 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第十五条、第二十六条の七若しくは第三十二条の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 七 前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する事務 八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条又は第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務
③システムの名称	障がい者福祉・医療費助成システム(WebRings) 住民記録等オンラインシステム(MISALIO) 団体内統合宛名システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

自立支援給付受給者台帳ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表117の項
--------	-------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	〔 実施する 〕 ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供の根拠規定】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項 【照会の根拠規定】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 総務部 総務課 情報公開グループ 0178-43-2111 内線3011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 福祉部 障がい福祉課 自立支援グループ 0178-43-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、情報照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うことができる端末及びシステムの使用者登録は事務担当者に限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。 また、端末のログインにはID・パスワードに加えて静脈認証も要するほか、離席後一定時間で端末がロックされ再認証が必要になるなどのセキュリティ対策がなされている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5、評価実施機関における担当部署 ②所属長	河原木 実	山道 尚久	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	I 関連情報 7、特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 総務部 総務情報管理室 情報公開グループ 0178-43-2111	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 総務部 総務課 情報公開グループ 0178-43-2111 内線3011	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 変更	1 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する事務 2 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定に関する事務 3 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務 4 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 5 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条又は第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務	一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第十二条の資料の提供等の求めに関する事務 二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十條第一項の支給決定、同法第五十一条の六第一項の地域相談支援給付決定若しくは同法第五十三条の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証に関する事務 四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十四条第二項の支給決定の変更、同法第五十一条の九第二項の地域相談支援給付決定の変更又は同法第五十六条第二項の支給認定の変更に関する事務 五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十五条第一項の支給決定の取消し、同法第五十一条の十第一項の地域相談支援給付決定の取消し又は同法第五十七条第一項の支給認定の取消しに関する事務 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第10号)第十五条、第二十六条の七若しくは第三十二条の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 変更 (上段からの続き)		七 前各号に掲げるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付の支給に関する事務 八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条又は第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成30年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 追加	番号法第19条第7号 【提供の根拠規定】 ・番号法別表第二 16、26、56の2、57、87、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第12条、第19条、第30条、第31条、第44条	番号法第19条第7号 【提供の根拠規定】 ・番号法別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	I 関連情報 1、特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障害者福祉システムふれあい 住民情報オンラインシステム(HARODS) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	障がいが福祉・医療費助成システム (WebRings) 住民情報オンラインシステム(HARODS) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
平成31年4月1日	I 関連情報 5、評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	山道 尚久	課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 1、特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	障がい者福祉・医療費助成システム (WebRings) 住民情報オンラインシステム(HARODS) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	障がい者福祉・医療費助成システム (WebRings) 住民記録等オンラインシステム(MISALIO) 団体内統合宛名システム 中間サーバー	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	平成32年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	平成32年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	II しいき値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和5年4月1日	I 関連情報 4、情報連携 法令上の根拠	【提供の根拠規定】 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2	【提供の根拠規定】 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条 (「第59条の2」削除)	事後	重点項目評価書の記載項目のうち別表に定めるものについての変更だが、重要な変更にあたらないものであるため、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和6年4月1日	II しいき値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I 関連情報 3、個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 84の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	番号法第9条第1項 別表117の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	I 関連情報 4、情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供の根拠規定】 ・番号法別表第二 8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条 【照会の根拠規定】 ・番号法別表第二 108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第55条	【提供の根拠規定】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、37、42、75、80、81、125、144、155、161の項 【照会の根拠規定】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 144、145、146の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	II しいき値判断項目 1、対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	II しいき値判断項目 2、取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	新設	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、情報照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新設	(最も優先度が高いと考えられる対策) 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (当該対策は十分か) 十分である (判断の根拠) 特定個人情報を取り扱うことができる端末及びシステムの使用者登録は事務担当者に限定しており、アクセス権限の適切な管理を行っている。 また、端末のログインにはID・パスワードに加えて静脈認証も要するほか、離席後一定時間で端末がロックされ再認証が必要になるなどのセキュリティ対策がなされている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない